



福島医発第748号(地)

平成25年 6月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

鳥インフルエンザ(H7N9)患者に対する対応について(依頼)

今般、標記の件について、厚生労働省より各自治体宛別添の通知が発出されましたのでお知らせします。

今般、鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(平成25年政令第129号)が平成25年5月6日に施行され、併せて、鳥インフルエンザ(H7N9)の届出基準(※1)が定められ、H7亜型陽性例は疑似症患者となっております。

厚生労働省の通知(※2)によると、鳥インフルエンザ(H7N9)のH7亜型の確定検査については、当面の間、国立感染症研究所において行い、確定後に感染症指定医療機関への入院勧告を行うこととされているため、地方衛生研究所でH7亜型陽性となった時点で、患者を診察した医師が医学的に入院の必要があると判断した場合には、感染症指定医療機関における対応を、別紙の通り依頼しているとの事です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員に鳥インフルエンザ(H7N9)が疑われる患者等を診察した場合の速やかなご連絡について、周知方お願い申し上げます。

※1

平成25年4月26日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

※2

- ・平成25年5月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「『中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について(情報提供)』の一部改正について」
- ・平成25年5月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)(平成25年5月6日)の送付について」

25 保衛 第569号
平成25年5月24日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

鳥インフルエンザ(H7N9)患者に対する対応について(依頼)

平素より本県の保健医療介護行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、鳥インフルエンザ(H7N9)を指定感染症として定める等の政令(平成25年政令第129号)が平成25年5月6日に施行され、併せて、鳥インフルエンザ(H7N9)の届出基準^{※1}が定められ、H7亜型陽性例は疑似症患者となっております。

厚生労働省の通知^{※2}によると、鳥インフルエンザ(H7N9)のH7亜型の確定検査については、当面の間、国立感染症研究所において行い、確定後に感染症指定医療機関への入院勧告を行うことされているため、地方衛生検査所でH7亜型陽性になった時点で、患者を診察した医師が医学的に入院の必要があると判断した場合には、感染症指定医療機関において対応していただけるよう、別添写しのとおり、各感染症指定医療機関あて依頼しておりますのでお知らせします。

また、鳥インフルエンザ(H7N9)が疑われる患者等を診察した場合、所管の保健所への速やかなご連絡についてご協力いただきますよう、改めてお願いいたします。

※1

- ・ 平成25年4月26日付健感発0426第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

※2

- ・ 平成25年4月26日付健感発0426第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について』の一部改正について」
- ・ 平成25年5月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「『中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の国内検査体制について(情報提供)』の一部改正について」
- ・ 平成25年5月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)(平成25年5月6日版)の送付について」

写

公印省略

25 保衛 第569号
平成25年5月24日

感染症指定医療機関の長 殿

福岡県保健医療介護部保健衛生課長

鳥インフルエンザ（H7N9）患者に対する対応について（依頼）

平素より本県の保健医療介護行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、鳥インフルエンザ（H7N9）が指定感染症と定められ、併せて、届出基準^{※1}においては、H7亜型陽性例は疑似症患者とされました。

また、厚生労働省の通知^{※2}によると、H7亜型の確定検査については、当面の間、国立感染症研究所において行い、確定後に感染症指定医療機関への入院勧告を行うことされています。

このため、地方衛生検査所でH7亜型陽性と確認され、患者を診察した医師が医学的に入院の必要があると判断した場合には、適切な感染予防対策と治療を行うことができる医療機関への入院が必要となります。

つきましては、当該患者の感染症指定医療機関への入院にご協力いただきますとともに、入院に際しては、あらかじめ各保健所から入院の受け入れ調整のご連絡をいたしますので、患者搬送に関する指示等につきましてよろしくお願いいたします。

なお、本依頼内容の周知について、公益社団法人福岡県医師会あて依頼しておりますことを申し添えます。

※1

- 平成25年4月26日付健感発0426第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

※2

- 平成25年4月26日付健感発0426第6号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について』の一部改正について」
- 平成25年5月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「『中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の国内検査体制について（情報提供）』の一部改正について」
- 平成25年5月2日付厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）（平成25年5月6日版）の送付について」

健感発 0426 第 6 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成 25 年政令第 129 号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 130 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 131 号）、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 62 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 63 号）が本日公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」について、別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知いただきたい。

また、鳥インフルエンザ（H7N9）の H7 亜型の確定検査については、現時点では国内において症例が確認されていないことから、当面の間、国立感染症研究所において行うこととするので、御了知いただきたい。

以上、関係機関に周知願いたい。

本改正については、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4（略） 第5 四類感染症 1～22（略） 23 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。） （1）定義 トリに対して感染性を示すA型インフルエンザウイルス（H5N1及びH7N9亜型を除く。）のヒトへの感染症である。 （2）臨床的特徴 鳥インフルエンザウイルスに感染した家禽などからヒトへウイルスが感染することがごくまれに起こる。H5、H7、H9亜型ウイルスのヒトへの感染が報告されており、1997年の香港でのA/H5N1、2003年オランダでのA/H7N7による事例では、ヒトからヒトへの感染伝播も起こったと報告されている。 鳥インフルエンザウイルスのH5、H7亜型の感染例では、潜伏期間は通常のインフルエンザと同じく1～3日と考えられており、症状は突然の高熱、咳などの呼吸器症状の他、下痢、重篤な肺炎、多臓器不全などの全身症状を引き起こす重症例もある。 A/H7N7亜型ウイルスの感染では結膜炎を起こした例が多い。 香港などで数例報告されているA/H9N2亜型ウイルスによる感染では、発熱、咳等の通常のインフルエンザ様症状を呈したと報告されている。 （3）届出基準 ア 患者（確定例） 医師は、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4（略） 第5 四類感染症 1～22（略） 23 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） （1）定義 トリに対して感染性を示すA型インフルエンザウイルス（H5N1亜型を除く。）のヒトへの感染症である。 （2）臨床的特徴 鳥インフルエンザウイルスに感染した家禽などからヒトへウイルスが感染することがごくまれに起こる。H5、H7、H9亜型ウイルスのヒトへの感染が報告されており、1997年の香港でのA/H5N1、2003年オランダでのA/H7N7による事例では、ヒトからヒトへの感染伝播も起こったと報告されている。 鳥インフルエンザウイルスのH5、H7亜型の感染例では、潜伏期間は通常のインフルエンザと同じく1～3日と考えられており、症状は突然の高熱、咳などの呼吸器症状の他、下痢、重篤な肺炎、多臓器不全などの全身症状を引き起こす重症例もある。 A/H7N7亜型ウイルスの感染では結膜炎を起こした例が多い。 香港などで数例報告されているA/H9N2亜型ウイルスによる感染では、発熱、咳等の通常のインフルエンザ様症状を呈したと報告されている。 （3）届出基準 ア 患者（確定例） 医師は、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（２）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザにより（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
検体から直接のPCR法による病原体の 遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出	血清

24～43 （略）

第6 五類感染症（略）

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（２）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（２）の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、鳥インフルエンザにより（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、肺胞洗浄液、 剖検材料、鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液
検体から直接のPCR法による病原体の 遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出	血清

24～43 （略）

第6 五類感染症（略）

第7 指定感染症

(1) 定義

鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスのヒトへの感染による急性疾患である。

(2) 臨床的特徴

臨床的特徴に係る情報は限定的であるが、高熱と急性呼吸器症状を特徴とする。下気道症状を併発し、重症の肺炎が見られることがある。呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められ、急速に急性呼吸窮迫症候群（ARDS）の症状を呈する。二次感染、脳症、横紋筋融解症に進展した報告がある。

海外からの情報によると、発症から死亡までの中央値は11日（四分位範囲7～20日）であり、進行性の呼吸不全等による死亡が多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ（H7N9）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ（H7N9）の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(新規)

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者を診察した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ(H7N9)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7亜型が検出された場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザ(H7N9)が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、鳥インフルエンザ(H7N9)により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

オ 感染症死亡疑いの死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見、渡航歴、接触歴等から、鳥インフルエンザ(H7N9)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症(略)

(以下、略)

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症(略)

新

別記様式1～3（略）

別記様式4－1～4－2 2（略）

別記様式4－2 3

別記様式4－2 3

鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）

発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 印
（署名又は記名押印のこと）
発症する施設・診療所の名称
上記施設・診療所の所在地（市）
電話番号（市）
（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検定）した者（死体）の種類					
・患者（確定例）・無症状病原体保有者・感染症患者の死体・感染症患者の疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所					
電話（ ） —					
8 当該者所在地					
電話（ ） —					
9 保護者氏名					
10 保護者住所（9、10は患者が未成年の場合のみ記入）					
電話（ ） —					

11 発熱・咳・下痢 ・重篤な肺炎・多臓器不全 ・結膜炎 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域	
	①感染原因・感染経路（確定・推定）	
12 分離・同定による病原体の検出 ・検体（ ） H型：H5・H7・H9・その他（ ） N型：（ ） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 ・検体（ ） H型：H5・H7・H9・その他（ ） N型：（ ） ・中核抗原による血清抗体の検出 H型：H5・H7・H9・その他（ ） ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ）	1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 経口感染（飲食物の種類・状況： ） 3 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 4 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ） 5 その他（ ）	
	②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（都道府県 市区町村） 2 国外（国 詳細地域）	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検定）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日（※）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

（1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
（※）欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。（※）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。）

この届出は診断後速ちに
行つて下さい

旧

別記様式1～3（略）

別記様式4－1～4－2 2（略）

別記様式4－2 3

別記様式4－2 3

鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 印
（署名又は記名押印のこと）
発症する施設・診療所の名称
上記施設・診療所の所在地（市）
電話番号（市）
（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検定）した者（死体）の種類					
・患者（確定例）・無症状病原体保有者・感染症患者の死体・感染症患者の疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所					
電話（ ） —					
8 当該者所在地					
電話（ ） —					
9 保護者氏名					
10 保護者住所（9、10は患者が未成年の場合のみ記入）					
電話（ ） —					

11 発熱・咳・下痢 ・重篤な肺炎・多臓器不全 ・結膜炎 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域	
	①感染原因・感染経路（確定・推定）	
12 分離・同定による病原体の検出 ・検体（ ） H型：H5・H7・H9・その他（ ） N型：（ ） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 ・検体（ ） H型：H5・H7・H9・その他（ ） N型：（ ） ・中和試験による血清抗体の検出 H型：H5・H7・H9・その他（ ） ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ）	1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 経口感染（飲食物の種類・状況： ） 3 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 4 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ） 5 その他（ ）	
	②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（都道府県 市区町村） 2 国外（国 詳細地域）	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検定）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日（※）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

（1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
（※）欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。（※）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。）

この届出は診断後速ちに
行つて下さい

別記様式4-24~4-43 (略)

別記様式5 (略)

別記様式6-1

別記様式6-1

鳥インフルエンザ(H7N9)発生届

都道府県知事(保健所設置市・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日
医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)
診療する病状・診療所の名称 _____
上記病状・診療所の所在地(※) _____
電話番号(※) () - _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検定)した者(死体)の類型				
・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(重)は月齢	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳(か月)	
7 当該者住所				
電話() - _____				
8 当該者所在地				
電話() - _____				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
	電話() - _____			

11 症 状	-発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・下痢 ・重篤な肺炎 ・多臓器不全 ・急性呼吸器症候群 ・困倦 ・その他() -なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路(確定 ・推定) 1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:) 2 接触感染(接触した人・物の種類・状況:) 3 鳥(鶏、あひる、鳩等)又はその他の動物からの感染(鳥や動物の種類・状況:) 4 その他() ②感染地域(確定 ・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域)
	12 診断方法	
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断(検定)年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日(※)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日(※)	平成 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検定した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

別記様式4-24~4-43 (略)

別記様式5 (略)

(新規)

別記様式 7 (略)

別記様式 7 (略)

事 務 連 絡
平 成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
政 令 市 } 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の国内検査体制
について（情報提供）」の一部改正について

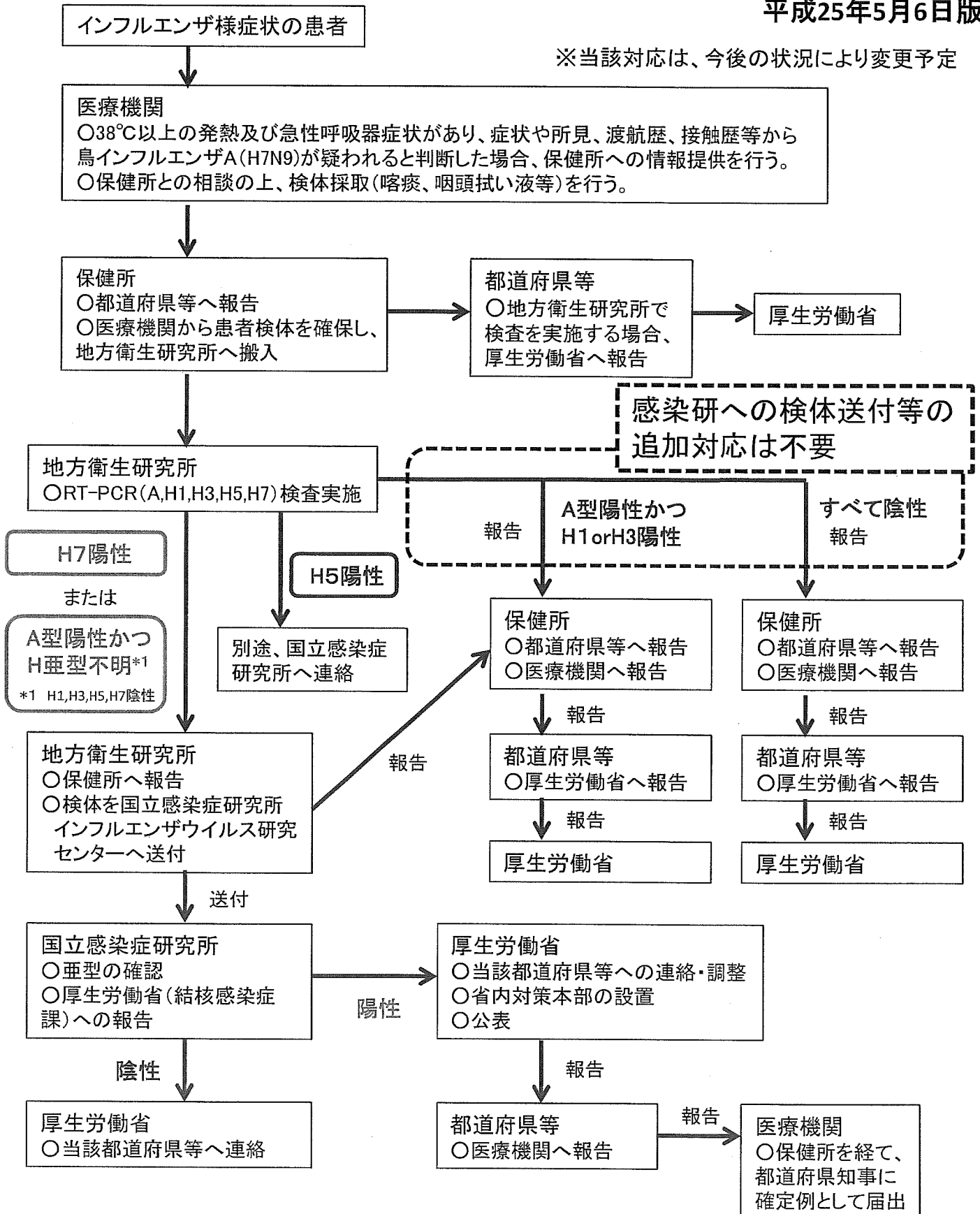
鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）等が平成25年5月6日に施行されるところである。

これに伴い、「中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の国内検査体制について（情報提供）」（平成25年4月15日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）の別添1「鳥インフルエンザA（H7N9）疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー」を別紙1に、別添2「情報提供の際に使用する参考様式」を別紙2のとおり改正することとしたので、同年5月6日以降は、別紙に基づき情報提供していただきますようお願いいたします。

鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

平成25年5月6日版

※当該対応は、今後の状況により変更予定



事 務 連 絡
平 成 25 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ A（H7N9）ウイルス感染事例に対する
積極的疫学調査実施要領（暫定版）（平成25年5月6日版）の送付について

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）等が平成25年5月6日に施行されるところです。

これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく都道府県知事による積極的疫学調査の実施の際の参考として、国立感染症研究所が別添のとおり「鳥インフルエンザ A（H7N9）ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）（平成25年5月6日版）」を作成したのでお送りします。

鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染事例に対する積極的疫学調査実施要領
(暫定版)

国立感染症研究所
平成 25 年 5 月 6 日版

中国において発生が認められているヒトの鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症は、現時点では接触者調査の結果からは持続的な人—人感染は認められておらず、また感染源・感染経路は不明である。国内で探知されたヒトの鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症の症例（疑似症、患者等）に対しては、適切な感染拡大防止策、事例を通じた感染リスクの評価、適切な情報提供等を目的とし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第 15 条による積極的疫学調査を迅速に実施するよう努めることが必要であることから本稿が準備された。なお、疫学状況の変化に伴い積極的疫学調査の実施要領の見直しを行う。

(調査対象)

- 現時点での積極的疫学調査の対象となるのは、以下の「疑似症患者」、「患者（確定例）」、及び「濃厚接触者」である。

- ・ 「疑似症患者」とは、以下を満たすものである。

38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、H7 亜型が検出された者。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
検体から直接の PCR 法による病原体の遺伝子の検出	喀痰、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

- ・ 「患者（確定例）」とは、「疑似症患者」のうち、国立感染症研究所において鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症と確定されたものである。

(注1) 国内の症例が確認されていないため、当面の間、H7 亜型の確定検査は国立感染症研究所で行うため、「疑似症患者」の届出は不要。

(注2) なお、厳密には「疑似症患者」、「患者（確定例）」には含まれないが、38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザ A (H7N9) ウイルス感染症が疑われる等の者で、かつ地方衛生研究所で実施した PCR 検査でインフルエンザ A 型陽性かつ H1 亜型・H3 亜型・H5 亜型・H7 亜型のいずれも陰性であった者についても、当面の間、「疑似症患者」、「患者（確定例）」と同等の扱いとする。

- ・「濃厚接触者」とは、症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の 1 日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

(i) 世帯内接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者

(ii) 医療関係者等

個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

(iii) 汚染物質の接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

- その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例、疑似症患者））と接触があった者については、必要に応じ、健康情報を把握すること。

(調査内容)

- 症例（患者（確定例）、疑似症患者）について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。（添付 1,2）
- 症例（患者（確定例）、疑似症患者）の濃厚接触者について、最終曝露から 10 日間健康観察を実施する。（添付 3）
- 濃厚接触者のうち、健康観察中に 38℃以上の発熱がある者については、

検体の検査を実施し、その結果に応じて必要な調査を行う。

(調査時の感染予防策)

- 積極的疫学調査の対応人員が症例（患者（確定例）、疑似症患者）及び38℃以上の発熱と急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染症が疑われる濃厚接触者に対面調査を行う際は、標準予防策と飛沫予防策を行うことが必要な感染予防策と考えられるが、現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、出来るだけ接触予防策と空気予防策を追加することが望ましい。なお、調査者の感染リスクを下げるために、電話やインターフォンでの聞き取り調査も考慮する。

(参考)

現時点での医療機関における必要な感染予防策は、標準予防策及び飛沫予防策を適用することであるが、医療機関では患者の湿性生体物質（エアロゾル等）への曝露機会が多いこと等から、状況に応じて接触予防策と空気予防策を追加する必要があるとされている。

- 濃厚接触者（上記を除く）への対面調査を行う際の个人防护具は、無症状の場合は、サージカルマスクと手袋のみで良いが、有症状の場合は、状況に応じて適宜必要な感染予防策に見合った个人防护具を追加する。

(その他)

- 症例（患者（確定例）、疑似症患者）の濃厚接触者に対しては、すべてに対して一律に予防投薬が行われるものではないが、個別に予防投薬について保健所等の医師が必要に応じ検討することとする。
- 濃厚接触者の健康情報については、初発症例の届出受理保健所がとりまとめる。

(添付1)

鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染症症例(患者(確定例)、疑似症患者) 基本情報・臨床情報調査票

基本情報※

ID

1	調査担当保健所名：	調査者氏名：
1	調査日時： 年 月 日 時	調査方法： ☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他()
2	調査回答者： ☐ 本人 ☐ 本人以外→氏名() 本人との関係()	
2	調査回答者連絡先：自宅電話： — —	携帯電話： — —
3	診断分類： 1) 患者(確定例) 2) 疑似症患者	
4	NESID登録ID：	5 患者居住地保健所：
6	届出医療機関名：	7 届出医療機関主治医名：
8	届出医療機関所在地：	9 届出医療機関電話番号： — —
10	届出受理日時： 年 月 日	11 届出受理自治体：
12	届出受理保健所：	13 届出受理担当者：
14	初診年月日： 年 月 日	15 診断年月日： 年 月 日
16	感染推定日： 年 月 日	17 発病年月日： 年 月 日

※3～17は発生届出票等より転記(4はNESIDへの登録後に記入)

18	患者氏名：	19	性別： 男 ・ 女	20	生年月日： 年 月 日 (歳 ヶ月)
21	患者住所：				
22	患者TEL：自宅 — — 携帯 — —	Email： @			
23	届出受理日現在の患者の主たる所在場所 所在地連絡先： ☐ 医療機関 ☐ 自宅 ☐ 勤務先・学校 ☐ その他() ☐ 不明				
24	職業・業種・学校(幼稚園・保育園等を含む)等： 最終勤務・出席(勤)日(年 月 日)(児童・生徒の場合所属クラス・クラブ等詳細に記入すること) 勤務先/学校名： 勤務先/学校所在地： 勤務先/学校TEL： — —				
25	本人以外(保護者等)の連絡先 氏名： 本人との関係： 住所： 自宅： — — 携帯： — —				

26	基礎疾患・ワクチン接種歴等	抗インフルエンザウイルス薬予防投薬	なし・あり(薬名・量 年 月 日開始)
		昨冬季節性インフルエンザワクチン接種歴	なし・あり(年 月 日)
		昨冬季節性インフルエンザ罹患歴	なし・あり(年 月 日)
		身長() cm 体重() kg	
		糖尿病	なし・あり
		呼吸器疾患(喘息・COPD等)	なし・あり(具体的に)
		心疾患	なし・あり(具体的に)
		HIVその他の免疫不全(免疫抑制剤使用含む)	なし・あり(具体的に)
		悪性腫瘍(がん)	なし・あり(具体的に)
		妊娠	なし・あり(妊娠 週)
		喫煙	なし・あり(歳から 本/日)
		その他()	なし・あり(具体的に)
その他()	なし・あり(具体的に)		

ID

[illegible]

インフルエンザ特異的検査結果

ID

	検査内容	検体材料	検体採取日	結果	検査実施施設
34	抗原検査 (迅速検査) ☐ 実施 ☐ 未実施		採取： 年 月 日	☐ 陽性 (A型・B型・AB不明) ☐ 陰性	
			採取： 年 月 日	☐ 陽性 (A型・B型・AB不明) ☐ 陰性	
			採取： 年 月 日	☐ 陽性 (A型・B型・AB不明) ☐ 陰性	
35	ウイルス遺伝子検査 ☐ 実施 (PCR) ☐ 未実施		採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
			採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
			採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
36	ウイルス分離同定 ☐ 実施 ☐ 未実施		採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
			採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
			採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
37	その他 (血清抗体価等) ()		採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
	その他 (血清抗体価等) ()		採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
	その他 (血清抗体価等) ()		採取： 年 月 日 判定： 年 月 日		
38	インフルエンザウイルス以外の病原体検査結果				
	病原体名	検査種類 (検体名)	検体採取日	結果	
			年 月 日		
			年 月 日		
		年 月 日			
自由記載欄					

(添付2)

鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルス感染症症例(患者(確定例)、疑似症患者) 行動調査用紙(感染源・接触者調査用)

患者氏名: _____

ID _____

感染源・接触者に係る行動調査(発症10日前～発症後10日目までの期間の旅行歴・接触歴等)

1	発病前における家禽、 鳥、豚等動物との接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を項目5に記入
2	発病前における発熱と 急性呼吸器症状のある 人との接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を項目5に記入
3	海外渡航歴	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 下記及び行動調査票(感染源調査用or接触者調査用)にも記入 渡航期間、渡航地(できるだけ詳しく)、フライト情報詳細等まとめ
4	国内旅行歴	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 下記及び行動調査票(感染源調査用or接触者調査用)にも記入 旅行期間、旅行地(できるだけ詳しく)、交通手段詳細等まとめ
5	発症1日前から本調査実施までの行動(立ち寄った場所やそこでの接触者などを具体的に)	
6	発症前1カ月以内の家族の海外渡航歴	☐ あり ☐ なし ☐ 不明
7	当該患者の感染可能期 間内における自宅内での 接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を行動調査票(接触者調査用)に記入
8	当該患者の感染可能期 間内における学校・職 場での接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を行動調査票(接触者調査用)に記入
9	当該患者の感染可能期 間内におけるクラブ・ サークル活動での接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を行動調査票(接触者調査用)に記入
10	当該患者の感染可能期 間内における塾・習い 事での接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を行動調査票(接触者調査用)に記入
11	当該患者の感染可能期間内 におけるその他の多く集 まる場所※での接触	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ありの場合は詳細を行動調査票(接触者調査用)に記入 ※カラオケ・ショッピングセンター・ゲームセンター・映画館・スポーツ施設・催し物会場・コンサート・祭り・医療機関・介護施設等
●自由記載欄		

ID

感染源・接触者一覧（患者行動調査票を使用して得られた感染源、接触者について記入）

(推定) 感染源:

濃厚接触者リスト（別途健康観察票 添付3により健康観察を行う）

同居者

[illegible]

※1有の際は薬名、開始時、量、期間等備考欄に詳細記入、※2疾患は患者臨床症状調査票（添付1）の基礎疾患参照（有の際は備考欄に詳細記入）、※3有の際は患者として患者臨床症状調査票（添付1）により調査を行う。※1～※3の項目については以下同じとする。

同居者除＜濃厚接觸者＞

[illegible]

接触者 健康観察票(添付3)

注意深くご自身の健康チェックを行ってください。 もし気になる症状が現れたときには、必ず速やかに最寄りの保健所・保健センターあるいは医療機関へご連絡ください。												
接触者番号：		観察対象者氏名：			住所：			TEL： - -		Email： @		
接触患者氏名：		患者との最終接触日時： 年 月 日 時頃			患者との関係：			接触程度：濃厚・軽度				
	観察開始日 (最終接触日)	開始後1日目	開始後2日目	開始後3日目	開始後4日目	開始後5日目	開始後6日目	開始後7日目	開始後8日目	開始後9日目	開始後10日目	
日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
最高体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
呼吸器 症状	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	呼吸困難	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	その他	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
呼吸器 症状 以外	下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	筋肉痛・関節痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
	結膜炎(充血)	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
その他	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有		
予防投薬 (タミフル・リレンザ)		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	
確認手段(電話・ 面接等) 朝・夕の確認												
備考(行き先など)												
確認者												
問合せ・連絡先		保健所名：			担当者			所在地：			TEL： - - FAX： - -	
		Email @										